

政令番号245 チオ尿素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成27年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県					2.8E+2		280.0	280.0
5	秋田県								
6	山形県						6.2E+2	620.0	620.0
7	福島県		1.3E+5		130,000.0		3.4E+4	33,830.0	163,830.0
8	茨城県					3.0E+3	3.4E+4	37,212.3	37,212.3
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					1.4E+1	3.4E+3	3,433.0	3,433.0
12	千葉県					5.0E-1	1.1E+1	11.5	11.5
13	東京都								
14	神奈川県					4.6E+0	4.9E+2	494.6	494.6
15	新潟県		2.0E+1		20.0		2.5E+3	2,454.0	2,474.0
16	富山県		5.0E+0		5.0		1.5E+3	1,496.0	1,501.0
17	石川県								
18	福井県	1.9E+0			1.9		1.9E+1	19.0	20.9
19	山梨県								
20	長野県					3.0E+1	2.0E+3	2,030.0	2,030.0
21	岐阜県								
22	静岡県						7.0E+1	70.0	70.0
23	愛知県		9.0E+0		9.0	2.0E-1	4.6E+3	4,637.2	4,646.2
24	三重県						1.9E+1	19.0	19.0
25	滋賀県						2.4E+1	24.0	24.0
26	京都府								
27	大阪府					7.4E+0	1.1E+2	114.7	114.7
28	兵庫県						5.5E+0	5.5	5.5
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県					8.0E+0	2.9E+2	298.0	298.0
34	広島県								
35	山口県						2.1E+3	2,118.0	2,118.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県		2.9E+3		2,902.4				2,902.4
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.9E+0	1.3E+5		132,938.3	3.4E+3	8.6E+4	89,166.8	222,105.1

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。